

備考	
----- 公益社団法人 東京都宅地整備取引業者会 研修センター 03(3234)4691	
注意事項	
<ol style="list-style-type: none">取引の関係者から請求があったとき、又は重要事項説明のときは、本証を提示すること。登録が消除されたとき、又は本証が失効したときは、速やかに本証を返納すること。業務禁止の处分を受けたときは、速やかに本証を提出すること。本証は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。本証を更新する場合は、交付申請前6月以内に行われる都道府県知事が指定する講習を受講すること。	